

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 2489号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

川遊び(熊本県小国町「おくに自然学校」)



### もくじ

生活活性化フォーラム  
政治随情  
活動情報  
動向策  
動向策

集中豪雨による災害復旧で緊急要望「全国町村会」  
 地方六団体代表・片山(自民党PT)座長と意見交換  
 一般歳出上限48兆2,000億円「平成17年度概算要求基準」  
 森の交響曲 ツーリズムは創造への誘い「熊本県小国町」  
 カプセルNOW&NEW  
 町村週報主要索引(平成16年4月～7月)  
 二兎追う者は一兎も得ず  
 政策リーダー  
 …… 神奈川県町村会長・葉山町長 守屋大光

(12)(11)(10)(9)(6)(3)(2)(2)

### 写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。  
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい) なお、採否は当方に一任願います。

送り先: 全国町村会・広報部

### 閑話休題

全国地域リーダー養成塾という、地域の人材養成に大きく貢献している学びの場がある。筆者もそこで楽しく働かせていただいているが、先日、五年前にこの塾で学んだ大分県緒方町の女性から、念願のカフェを開店することができたという、嬉しい便りが届いた。塾生の多くは自治体職員であるが、年間七回に及ぶ東京往復の交通費を自己負担して参加する貴重な民間人もいて、彼女もその一人であった。彼女はその後、小学校の放課後に低学年の児童を地域で預かるしくみを立ち上げるなど、多くの価値ある活動をしてきている。

## 一集落に「カフェ」を

早稲田大学教授 宮口 侗迪

方町のカフェでも、地域の固定した人間関係からではない、すなわちおな話が生まれているという。ここから人が支え合ういい関係が育つのではないか。

地域の活性化は語ることから始まる。講義や書物から学んだことは、それを誰かに語り伝えるときに、頭の中で整理され、ようやく自分のものとなる。だからこそ、お互いに学んだことを語り合える点で、塾のような学びの場に大きな価値がある。今、わが国の地域社会から交わされる言葉が減ってきている。少子化に加えて、都市までの通勤や共働き

ヨローツパは農村にもカフェがある。歩ける範囲に飲める場があれば、安心して会話が進む。観光力リスマでもある熊本県小国町の宮崎町長は、一集落一居酒屋が持論である。それに大きく共感してきた筆者としては、緒方町のカフェの成功を祈りつつ、あらためて一集落一カフェ論を唱えておきたい。

# 集中豪雨による災害復旧で緊急要望

## 全国町村会



井上防災・有事法制担当大臣(左)に要請する(右から)魚津監事、唐沢常任理事

全国町村会(会長・山本文男福岡県添田町長)は、7月30日に開催した常任理事会でさる7月12、13日に発生した新潟県、福島県の集中豪雨、7月17、18日に発生した福井県を中心とした北陸地方の集中豪雨による道路、家屋、農林水産業等への被害について、激甚災害への指定と災害復旧にかかる財政措置を求める緊急要望を決定した。同日、被害にあつた北信越地区の唐沢彦三常任理事(長野県小布施町長)と魚津龍一監事(富山県朝日町長)が井上喜一防災・有事法制担当大臣はじめ内閣

府、総務省の幹部と面談し、要望事項の早期実現方を要請した。  
「平成16年7月新潟・福島豪雨」及び「平成16年7月福井豪雨」による災害復旧に關する緊急要望

先般、7月12日夜から13日にかけて新潟県・福島県の両県が、また7月17日夜から18日にかけて福井県を中心とした北陸地方が集中豪雨に襲われ、河川の氾濫、堤防の決壊等により、多くの尊い人命が奪われるとともに、道路の損壊、家屋、農林

水産業等に大きな被害をもたらし、住民生活に重大な被害を及ぼしている。  
被災町村においては、復旧作業に全力で取り組んでいるところであるが、復旧には多大の費用を要し、被災町村の財政を圧迫している。

よって、国におかれては、被災地域を激甚災害として早期に指定するとともに、特別交付税による措置など災害復旧にかかる地方負担の増高に對して必要な財政措置を行う等万全の措置を講ずること。

## 地方六団体代表

# 片山 自民党地方税財政改革プロジェクトチーム 座長と意見交換

国と地方の税財政改革(三位一体改革)について地方六団体の代表と片山虎之助自民党地方税財政改革プロジェクトチーム座長との意見交換会が7月22日、都内で開かれた。

三位一体改革の税源移譲の前提となる補助金改革については、現在地方六団体で3兆円規模の税源移譲に見合う補助金削減の具体案づくりを進めているが、今回の意見交換会で片山座長は、実効ある地方分権の実現のために三位一体改革は進められ



片山座長との意見交換会に出席した松本副会長(右端)

るべきで、補助金だけでなく地方交付税の確保や税源移譲、さらには権限移譲についても視野を広げて幅広く議論すべきであるとの意見を述べた。これに対し地方六団体側も自民党プロジェクトチームのバックアップを得ながら、今回の議論を単なる数字あわせに終わらせるのではなく、地方分権、地方自治の実現というしっかりした理念のもとに進めてゆくと述べた。

全国町村会から代表として出席し

た松本和夫副会長(佐賀県北方町長)は、「16年度の三位一体改革では地方交付税、臨時財政対策債が大幅にカットされる結果となり地方は大きな危機感を持っている。国庫補助負担金改革では、町村など財政力の弱い団体は、補助金がカットされ税源移譲が行われてもその効果が及ばないところが多いため、地方交付税の算定を通じて確実に財源措置を行っていただきたい。」と町村の立場からの意見を述べた。

## 政 策

## 平成17年度 概算要求基準 閣議了解

一般歳出上限48兆2000億円  
4年連続の抑制型

政府は7月30日、平成17年度の予算概算要求基準(シーリング)を閣議で了解し、決定した。一般歳出の総額は、今年度当初予算より6000億円増の48兆2000億円(前年度基準費1000億円増)に抑え、小泉内閣発足以来、4年連続して歳出抑制型とした。増額の主な要因は高齢化に伴う社会保障費の自然増によるもの。これを公共投資関係費(8兆4000億円)の3%減、各庁の裁量的経費(6兆8000億円)の2%減でカバーするという従来と同じ手法がとられた。

シーリングを受け、各庁は8月末までに概算要求を財務省に提出、年末の政府予算編成に向けて査定作業が本格化する。

## 平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

平成17年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定。以下「基本方針2004」という。)を踏まえ、平成16年度に続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、一般会計歳出及び一般歳出の水準については、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化する。このため、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施する。また、これにより、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制する。

平成17年度予算の概算要求については、以上のような基本的考え方を踏まえ、具体的には下記により行うものとする。

なお、平成16年度予算の執行に当たっても、行政経費等既定経費の一部について、その執行を留保するものとする。

## 関連部分抜粋

1、各庁は、各所管ごとに、以下の(1)、及び(2)に規定する要望の上限額並びに(2)に規定する額の範囲内において、適正に積算を行い、要求・要望を行うものとする。

なお、下記の公共投資関係費及びその他の経費には、「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭和62年法律第86号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)(第2条第1項第2号、第2条の2第1項及び第7条第6項に該当する事業に関し、産業投資特別会計に対する償還又は繰戻しに伴う国の負担又は補助に要する経費を含まないものとする。

## (1) 公共投資関係費

公共事業関係費及びその他施設費(以下「公共投資関係費」という。)に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に100分の97を乗じた額の範囲内に抑制する。

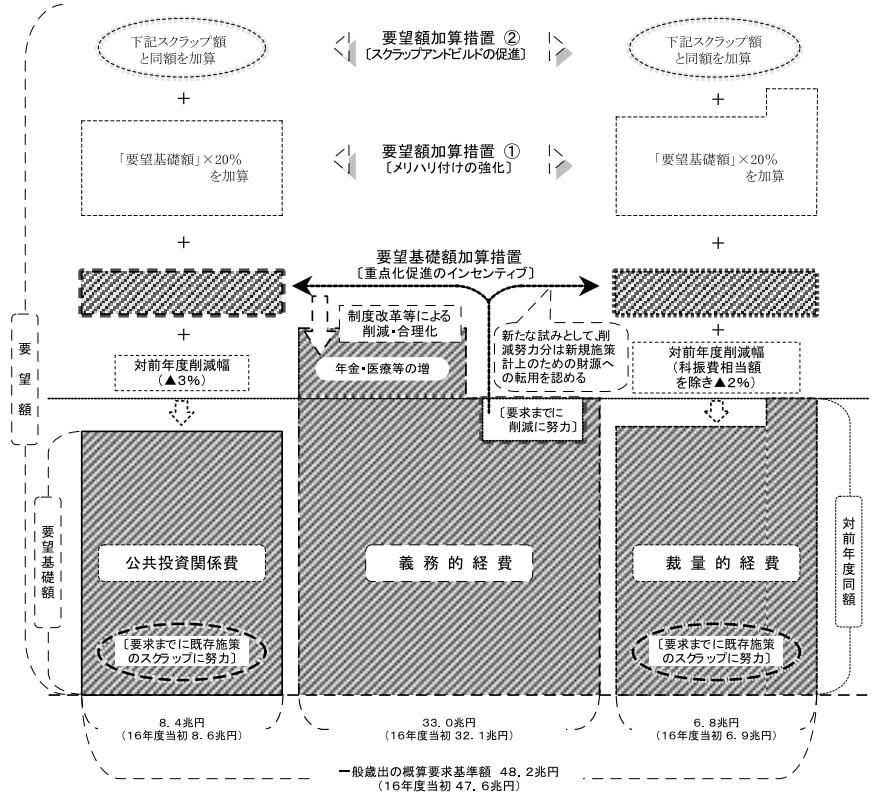
公共投資関係費に係る各庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に100分の97を乗じた額(以下(1))において、「要望基礎額」という。)を算出した上で、当該要望基礎額に100分の120を乗じた額を上限とする。

公共投資関係費の要望に当たり、既存事業の廃止等の抜本的見直しを行った場合は、各所管ごとに、前年度当初予算における上記の見直しによる削減額に相当する額を、に規定する要望の上限額に加算することができる。

なお、公共投資全般について、予算編成過程等において、イ、費用対効果分析等の客観的な評価に基づく採択の必要性の検証、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底することにより、事業の厳格な選択を行う。

ロ、既存ストックの有効活用、事業間の連携の強化、民間委託や民間資金等活用事業(PFI)の積極的活用、執行段階における競争促進や単価の適正化、電子入札の拡大、集中投資による事業期間の短縮化等を行うことにより、事業の透明性を十分確保しつつ、コストの縮減を推進し、財政資金の一層効率的な使用に

### 平成17年度一般歳出の概算要求基準の考え方



- 従来にも増して、既存施策の見直しに積極的に取り組み、「基本方針2004」で示されている「重点化の考え方」等を踏まえ、重点分野への施策の集中等を図る
  - 公共投資関係費と裁量的経費の間でも自由な重点化を可能とする
  - 概算要求時点までに、科学技術予算や政策群について、省庁横断的な調整を行う
- |            |            |
|------------|------------|
| ① 公共投資関係費  | ▲2,600億円   |
| ② 義務的経費    | +9,600億円   |
| (うち年金・医療等) | (+8,600億円) |
| ③ 裁量的経費    | ▲900億円     |
| 合計         | +6,100億円   |

よる事業量の確保に努める。

八、国と地方の役割分担の明確化等の観点から、引き続き直轄事業及び補助事業の見直しを行う。

二、政策目的に照らし、公共事業から公共事業以外のより適切な政策手段へのシフトを図るなど、公共事業及び非公共事業の区分にとらわれない配分を行う。

ホ、地域間の予算配分が合理的なものととなるよう、社会資本の整備状況を踏まえて弾力的な配分を行う。

- (2) その他の経費(略)
  - (3) 公共投資関係費及び裁量的経費の要望の調整(略)
  - (4) 各経費の重点化・効率化
- 「基本方針2004」を踏まえ、従来にも増して、歳出全体の徹底した洗い直しを行い、制度・施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うとともに、予算配分の重点化・効率化を実施することにより、社会経済情勢の変化を踏まえ緊要と考えられる施策等に必要

経費の確保を図ることとする。

このため、上記の各経費の重点化・効率化に当たっては、「基本方針2004」の第3部2(3)「重点化の考え方」等を踏まえ、「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野(人間力の向上・発揮 教育・文化、科学技術、IT、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応)」へ施策を集中し、「重点強

化期間」の主な改革及び経済活性化に向けた重点施策を推進することとする。

各省庁の要求・要望に当たっては、上記のような重点化・効率化の考え方に真にふさわしい施策・事業に重点を置くこととする。

その際、(1)、(2) 口及び(2) 口に規定する要望額及び要望基礎額の加算に係る措置を活用するものとする。なお、上記の「重点化の考え方」を踏まえた重点課題に係る要求・要望については、重点化・効率化を図るにふさわしい成果目標を明らかにすることとする。

また、民間の潜在力を最大限引き出すための制度改革、規制改革等の施策と予算の組合せ(「政策群」という手法については、府省間の連携をより強化し、対象を拡充する。

2、なお、各省庁は、各所管ごとに、社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号、第2条の2第1項及び第7条第6項に該当する事業に関し、産業投資特別会計に対する償還又は繰戻しに伴う国の負担又は補助に要する経費について、適正に積算を行い、要求するものとする。

3、上記による要求・要望に当たっては、行政の効率化・簡素化を進め、財源を最大限有効に活用するとの観点から、近年の物価水準の動向、規格・仕様の見直しによる単価の縮減、予算執行の状況並びに決算の状況及び審査結果等を適切に反映するなど積算を適正に行うとともに、施策の優先順位の厳しい選択や制度・施策

政 策



### 国際クラインガルテンシンポジウム in 信州四賀村を開催

四賀村では、平成6年度より坊主山クラインガルテンを運営しております。また、村内2番目の緑ヶ丘クラインガルテンが昨年度竣工し、村内で130区画のクラインガルテンをご利用いただいております。

そこで、今までの10年間を原点から振り返るとともに、今後の市民農園のあり方や、行政のみならず民間の活力を生かしたクラインガルテン

の根元にまで踏み込んだ見直しを行うなど、所管の予算を聖域なく抜本的に見直すこととする。また、「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ)を着実に推進する。

上記の観点を踏まえ、

(1) 要求・要望に当たっては、予算の目的・効果等を分かりやすく示すとの観点及び政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するためその精度の向上を図りつつ、評価結果を概算要求に適切に反映するとの観点から、「基本方針2004」の第3部2(3)「重点化の考え方」等を踏まえた施策等について、その意図・目的、成果目標、必要性、効率性、有効性等を明らかにすることとする。その際、各県庁は、当該施策等について、執行の結果を把握し、原則として、決算額を施策ごとに把握することとする。

る。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定。以下「基本方針2003」という。)に基づき、「モデル事業」については、各県庁は、「基本方針2004」に沿って、その趣旨を踏まえた事業について要求・要望を行うものとする。

(2) (4) (略)

(5) 補助金等については、国と地方及び官と民の役割分担や行政のスリム化等の観点から、制度改正を含め既存の施策や事業そのものの徹底的な見直しをはじめ、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進することとする。特に、「基本方針2004」を踏まえ、地方公共団体に對し交付される国庫補助負担金については、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大

幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進することとし、これらにより、平成17年度及び平成18年度に3兆円程度の改革を行うこととする。

このため、

各県庁は、「基本方針2004」及び「基本方針2003」に掲げられた基本的な方向等に沿って、改革を着実に推進していくこととし、可能なものについては平成17年度予算の要求・要望に反映させることとする。

地方公共団体に對し交付される補助金等のうち、国庫補助金であって公共投資関係費又は裁量的経費に区分されるものについては、予算編成過程において、前年度当初予算における額に對し、その100分の5に相当する額の削減を目指す。このため、各県庁の要望に当たっては、新

運営方法の模索などをクラインガルテンの本場である欧州からの講師を交えながら皆様とともに考える機会として、「国際クラインガルテンシンポジウムin信州四賀村」を開催し、中山間地など地方の活性化の方法などを模索したいと思えます。

ぜひともこの機会に多くの方のご参加をお待ちしています。詳しくは四賀村役場農林課(0263 64 3115)までお問い合わせください。なお、先着300名になり次第受け付けを締め切らせていただきます。

規の補助金は厳に抑制するとともに、既存の補助金についても聖域なく見直しを行うこととし、前年度当初予算における額に相当する額を上回るものにあつては、その理由を示すこととする。

各県庁は、「第2次地方分権推進計画」(平成11年3月26日閣議決定)等を踏まえ、地方の裁量を高める観点から、統合補助金の対象事業の一層の拡充を図るとともに、「今後の地域再生の推進にあつての方向と戦略」(平成16年5月27日地域再生本部決定)等に基づき、地域再生の推進及び「三位一体の改革」にも資する方向で、地域の視点からの補助金改革を推進する。

(6) 地方公共団体の自主性を尊重し、地方公共団体が実施する事務・事業に對する国の関与を見直し、その廃止・縮減を図ることなどにより、財政資金の効率的使用を図る。また、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策については、厳にこれを抑制する。

4、地方財政については、平成17年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、「基本方針2004」を踏まえ、国の歳入の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、給与関係経費、投資的経費、一般行政経費等の歳出全般について徹底した見直しを行い地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することにも、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方交付税総額を抑制する。

5-7 (略)

現地レポート

シンフォニー  
森の交響曲 ~ ツーリズムは創造への誘い ~



おぐに自然学校「山遊び」

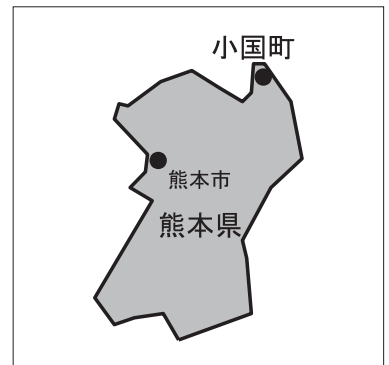
熊本県

おぐにまち  
小国町

雄大な阿蘇のすそ野に広がる小国町は、熊本県の最北端で、九州のほぼ中央、筑後川の最上流に位置しています。土壌条件と相まって杉の生育に適し、明治以来、積極的に造林が進められ、「小国杉」として知られ、林業及び製材関連産業は町の経済を支えてきました。しかし、外材や新建材に押され、日本の林業は長

序章「森の力」  
森を歩くと風のそよぎ、野鳥のさえずり、小川のせせらぎがメロデーのように聞こえてきます。森は保水だけでなく、植物、小動物から猛禽類まで生態系を守る貴重な資源です。森で育まれた養分は川へ流れ、海へ注ぎ、多様な微生物がプランクトンを育み、日本近海の漁場を宝の海にしています。このような森は人々の心を癒します。  
小国町では、まさしく「森の力」を再認識し、ツーリズム時代の中山間地域の大切な共有の財産として、また美しい緑の地球を守るために、小さな森の国からまちづくりを進めています。

雄大な阿蘇のすそ野に広がる小国町は、熊本県の最北端で、九州のほぼ中央、筑後川の最上流に位置しています。土壌条件と相まって杉の生育に適し、明治以来、積極的に造林が進められ、「小国杉」として知られ、林業及び製材関連産業は町の経済を支えてきました。しかし、外材や新建材に押され、日本の林業は長



フォーラム

引く不況の中にあります。

第2楽章

国鉄廃止をバネに

小国町に変化が訪れたのは、昭和59年、長年親しんできた国鉄宮原線がJRに組織再編のときに廃止になったこと。もちろん反対運動、署名運動などにも取り組んできましたが、最終的には廃止を受けざるを得ませんでした。町の中心からやや離れたところに、肥後小国駅があり、その駅跡地の再開発がまちづくりの大きな課題でした。

その前年の昭和58年、町には新しい首長が誕生しました。現職との激しい選挙戦を制したのは、41才の若い宮崎暢俊町長です。廃止というマイナス要因を逆にまちづくりのきっかけにしました。変化をあまり好まない山村の体質にこの機会に風穴を開けようとしたのです。

国鉄からの転換交付金の事業で、駅跡地に交通センターの建設が計画されました。宮崎町長は当時建築雑誌で知っていた葉祥栄さんの作品が印象に残っており、直接電話で設計を依頼しました。

葉さんは、「風のそよぎ、こもれ陽、そんなニュアンスを表現したい」と斬新なデザインを提案、この駅跡地に登場したのは、全国でも初めての試みである木造立体トラス構法による交通センター、このセンターは「ゆうステーション」と名付けました。小径木の杉の角材をボー

ルジョイントという鉄の継ぎ手で三



駅跡地に建てられた「ゆうステーション」(交通センター)



九州ツーリズム大学のキャンパス「木魂館」(研修宿泊施設)

角形に組み合わせさせた構法です。「これから先の建築はデザインが大切通りがかりにハツと目を引くような、新しいセンスあふれる建物でなくてはならない。そして、小国の窓口として、訪れた人たちを案内できるようにしなくては・・・」という考えの下に「ゆうステーション」は完成。林地地である小国町に生まれ育った私たちには発想できない「カタチ」でした。それは、「木を使う」ということなら、百年をはるかに越える大きな丸太が、木の魅力、迫力、ぬくもりと既成概念があつたからです。「木造らしからぬ建物を・・・」と葉祥栄さん。

「ゆうステーション」がもし普通どこにもある建物だったら、人は訪れて来なかつたでしょう。今まで

にない新しいイメージのモダンな木造建築であつたことが、さらに話題を集め、「ゆうステーション」は活気あふれる小国の玄関口になりました。その頃、小国にUターンしたある若者は「田んぼの真ん中に赤いバラの花が咲いたようだ」と述べ、「建築」の創造力は充分に刺激を与えてくれるものでした。

その後、「小国ドーム」(町民体育館)、「木魂館」(研修施設)、「ぴらみつ」と「物産館」(西里小学校)、「坂本善三美術館」など木造で建設。建物は目に見える情報として、「木の文化」を発信しました。「小国ドーム」や「木魂館」では、多様なイベントを展開し、町外との交流が生まれました。

第3楽章

とつばす精神で

小国地方の方言に「とつばす」という言葉があります。

「跳ね上がり者とか、新しい物好き、目立ちたがり屋」「できないと分かつているのに何にもトライしたり」

たとえば、中学校の頃、持久走で一週間だけ全力で走り、あとはハトヘトになりながら、最後にゴールする者。そのような人の意味です。

小国町には、そんな人たちがまちづくりのリーダーとして活躍してきました。「木魂館」の江藤訓重館長もその一人。小国町には、行政と民間がプロジェクトチームを作り、ある課題について、町長へ提案する「町民プランニング」制度が有り、江藤

さんは「学びやの里構想プランニング」のリーダーでした。

小国出身である世界的な細菌学者北里柴三郎博士、博士は破傷風菌の純粹培養、ジフテリアの血清療法の発見で知られ、近代医学の父と呼ばれました。北里大学や研究所、日本医師会の設立に貢献。博士は大正5年、ふるさと小国町の青少年育成のために、「北里文庫」と交流のための「貴賓館」を町に寄贈しました。

昭和61年、この「北里文庫」と「貴賓館」は、北里研究所、北里大学により、「北里柴三郎記念公園」として、リニューアルされました。「学びやの里構想」とは、この公園と隣接地に建てられる「モデル木造施設」を核としたものです。昭和63年、その「モデル木造施設」として、「木魂館」(研修宿泊施設)が完成、江藤さんが、町長より館長に指名されました。

江藤さんは、持ち前のとつばす精神で、独自のネットワークを広げ、シンポジウム、イベント、セミナー、各種コンサートなど、これまで山村が苦手としてきた分野に取り組み、小国に新しい風を吹き込んできました。「やりながら、考える」理論は後からついてくる「とつばす精神」です。

「学びやの里」は、グラウンドも整備され、また平成6年、食と交流の館として木魂館隣接地に地階が温泉一階がレストランの「北里パラ」が完成、各イベントに多様に対応できる施設になりました。

フォーラム

第4楽章

ツーリズムの実践I

「地域の人づくりには、学習と交流が大切」との北里柴三郎博士の理念を実践してきたのが江藤訓重さんです。その江藤さんを事務局長に平成8年に設立された「財団法人学びやの里」。同年に「木魂館」で開催された「九州ツーリズムシンポジウム」(主催：西日本新聞社・九州21世紀委員会、後援：小国町)において、「人材育成や実践的ノウハウを学ぶ場がない」という意見があり、これを機に21世紀という新しい時代を迎え、平成9年に、農山村でツーリズムを実践していく担い手やリーダー、コーディネーターとなる人材の育成、および各地域で求められているツーリズム関連の情報発信センターをめざして「九州ツーリズム大学」を開校、「ツーリズム概論」の



おくに自然学校「田植え」



おくに自然学校「稲刈り」



おくに自然学校「かまどでメシ炊き」

基礎的な講義から、「炭焼き」「そば打ち」の体験、フィールドワークや「うさぎ追い」など、カリキュラムそのものがツーリズム体験型となっています。これまでの受講生は、およそ千人、蔵を改造しての民泊、菜園レストランを始めた人もいて、全国に「ツーリズム大学」の輪が広がっています。

また、平成10年に農林業、商工業、観光にたずさわっている人たちを会員に「小国ツーリズム協会」を設立、町内の観光や特産品、文化、イベントの紹介をはじめ、U・I・Jターンの窓口にもなり、農山村での暮らしを望む人たちに對する就職や住まいの情報提供など幅広い活動も行っています。

人と人、人と企業、人と施設、人と文化、人と自然、都市と農山村など様々な交流をアシストする総合案

内機関をめざして、小国町では、さまざまな角度からツーリズムを実践しています。

続いて、平成12年には、子ども達を対象に「おくに自然学校」を開校、さまざまな自然体験活動や環境学習、食と農の体験学習、交流活動をおして人と自然のつながりを知り、自然と共生できる豊かな生き方を学ぶことが目的です。自然相手に目いっぱい遊び、スナック菓子、ジュース類は禁止、だから「川遊び、山遊び」から帰っての第一声は「あゝあ、腹減った」。食事はもちろん自炊、かまどでご飯を炊いて、自分たちで作れたものだけ食べられるといういたってシンプル。

九州とはいえ、山間地の小国は、コンクリートに囲まれた都市部より涼しく、「木魂館」の夏季はサッカー、ラクビー、陸上などの体育会

系から高校の英語科、音楽部の文化系まで合宿で一杯になります。集中する夏季に「木魂館」では宿泊を受け入れられず、宿泊だけを近くの集会所、公民館が受け入れる。里泊まり」が生まれました。使用料として一日1万円から2万円、これは利用者にとつて低料金で集会所、公民館を管理する地区にとつては、管理維持費となり、双方にとつて合理的な制度、食事とお風呂は「北里バラ」ン、ここから地区の人たちとのふれあいがあり、見えないもてなしのサービスになっています。

終章 交流の力

里止まり制度、農家レストラン、菜園レストラン、農産物の販売所など、ツーリズムの実践の中で、確かに生まれてきました。

中山間地域の経済効果を上げていくための新しい旅の受け皿と言えるでしょうが、単に販売だけを求めても、経済成長時の考えにすぎません。大切なことは、商品・産物というモノを介して、交流が生まれていくこと。ツーリズムをもっと幅広く考えれば、消費者を農業体験者として受け入れたり、共同生産したり、さらに新しい生き甲斐ができて人が元気になり、眠っていた伝統が目覚めたり、産業にも文化にも新しい力が育まれてくるのがツーリズムかもしれません。

ツーリズムは人を暮らしの中から創造へと誘つのです。

(小国町 総務課 北里康二)



情 報

カブセルNOW&NEW

行政サービス制限条例 北海道  
を施行 七飯町

町は、町税収納の向上と税負担の公平性を図っていくため、「町税の滞納に対する制限措置に関する条例（略称・行政サービス制限条例）」を制定し、7月1日から施行した。滞納防止のための措置を講ずることで、町税徴収に対する町民の信頼確保を図っていくのが目的。

対象となるのは、道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税で、これら町税を滞納した場合、町長は督促や滞納処分等の手続きを進めるとともに、納税に対して著しく誠実性を欠く者に対しては、契約行為、許認可、福祉サービスなど行政サービスの制限措置を講ずることができる」と規定している。

制限される行政サービスは、町有財産の貸与や物品等の購入、業務委託、工事請負、町営住宅入居など33項目。申請者や申請者と密接に係る者が町税を滞納している場合は、それらサービスが受けられなくなる。

また、町は4月から納期限までであれば全国のコンビニエンスストアから町税を納付できるようにした。納税の利便性向上と行政サービス制限措置の両施策によって、収納率アップをめざしていく。

七飯町税務課  
0138(65)2511

新しい施策への取り組み

「3・4・2制」の小中 宮城県  
一貫教育 豊里町

町は、平成15年11月に「豊里小中一貫教育特区」に認定されたのを受け、町内に1校ずつある小学校と中学校を統合。平成18年度までに「3・4・2制」の小中一貫教育に完全移行する。小中一貫教育は東北地方では初めてのケースとなる。

小中一貫教育は、基礎学力の向上、英語力の向上、社会性の育成をねらいに導入したもので、子どもの成長の実態に合った学習の連続性を確保していくため、現行の小中学校「6・3制」を、小学1～3年の低学年部、小学4年、中学1年の中学年部、中学2～3年の高学年部の「3・4・2制」に改編。中学年部（小4）から英語教育を導入するとともに、教科担任制による授業を行う。さらに、基礎学力向上のために、小中学校の総合的な学習の時間と中学校の選択等の時間を削減して必修教科の授業にあて、英語や数学の強化を図っていく。

今年度は、現小学4年で週2時間の英語の授業と4人の教師による教科担任制を実施し、現中学1年で数学と英語の授業時間をそれぞれ15時間増加させた。平成18年度には新カリキュラムを全面実施していく予定。

豊里町教育委員会教育振興課  
0225(76)2236

PFIを導入してケア 山口県  
ハウスを整備 山陽町

町は、多様な介護施設基盤整備の一環として新型ケアハウス（介護機能を有するタイプのケアハウス）を整備するに当たりPFIを導入した。民間の資金と経営能力を活用して施設の整備や維持管理、運営を効率的・効果的に行っていくのがねらい。公募型プロポーザル方式で事業者を募集して優先交渉権者を選定し、契約に向けた交渉を進めている。県内初のPFI事業で、ケアハウス整備へのPFI導入は全国でも5例目だという。

新型ケアハウスは、定員40人。8～10人を1グループとしたユニットケアを採用し、ケアハウス入所者とその家族、デイサービス利用者などが利用できる浴場と食堂を備える。事業者は同施設を設計・建設するとともに、開所後の施設の維持管理、ケアハウス事業やデイサービス事業等を運営する。

事業方式は、事業者が建設した施設の所有権は施工完了後町に移転し、事業者は町から施設を賃借して運営等を行う。BTO方式を採用。事業期間は平成37年3月31日までの約20年間で、契約が締結され次第、整備に着手し、平成17年11月から開業をめざす。

山陽町保健福祉課  
0836(72)1111

カブセルNOW&NEW

株式会社と農業経営 大分県  
の協定締結 安心院町

平成15年11月に「安心の里」農業特区として、「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸し付け事業」などが認定された町は、今年5月に食品加工業の株式会社ファインド・ユーズ（大分市）と農業経営に関する協定を締結した。企業の農業参入によって、農業従事者の高齢化等による担い手不足に伴い増加している遊休荒廃農地の有効活用と農業振興、地域活性化を図っていくのがねらい。株式会社による農業参入は県内では初めての試みだという。

事業は、町が町内の遊休農地93・5アールを借り上げ、農業委員会の許可を得て同社に貸与。同社はハーブ作りの経験がある農家から従業員を雇用して借り受けた農地でハーブを栽培し、町内の加工工場でハーブを使ったドレッシングや飲料、ハーブティーなどを製造していく。また、ハーブの品種試験などの研究も進めていく予定。9月からの操業をめざしている。

町は農業特区として、農地取得の下限面積を50アールから30アールに緩和する認定も受けており、新規農業者の参入促進にも取り組んでいる。

安心院町産業振興課  
0978(44)1111

情 報

町村週報主要索引

平成16年4月～平成16年7月  
2475号～2488号

活動

- 地方財政危機突破総決起大会を5月25日に開催 2475 (5)
- 市町村長との意見交換で全国町村会役員が意見陳述〓自由民主党地方財政改革プロジェクトチーム 2478 (2)
- 鹿野副会長が地方行政改革で意見〓自由民主党地域再生調査会 2478 (7)
- 山本会長が地方制度調査会で意見〓専門小委員会が地方六団体と意見交換 2479 (2)
- 自民党行政改革推進本部で山本会長が意見 2479 (5)
- 地方公共団体との意見交換で山本会長が意見陳述〓地方財政審議会 2481 (2)
- 地方財政危機突破総決起大会ひらく 2482 (1)
- 山本会長が道州制論議で意見陳述〓第28次地方制度調査会 2484 (2)
- 地方六団体代表が三位一体改革で官房長官、財務大臣、総務大臣と意見交換 2485 (2)
- 介護保険と障害者施設の統合で要望〓全国町村会・全国市長会 2485 (4)
- 平成17年度政府予算編成、施策で要望〓全国町村会 2487 (2)
- 役員が関係省庁に実行運動を展開〓全国町村会 2487 (3)
- 平成17年度政府予算編成及び施策に関する要望 2487 (4)

政策

- 全国町村会副会長に石原氏(香川)を選出 2487 (5)
- 経常収支比率過去最悪の90・3%に〓平成16年版地方財政白書〔解説〕 2475 (2)
- まちづくり交付金がスタート〓国土交通省 2476 (2)
- 森林の健康と癒し効果に関する調査〓林野庁 2476 (5)
- 歳入・歳出ともにマイナスに転じる〓平成14年度市町村決算の概要 2477 (2)
- 第三セクターの状況に関する調査結果の概要〓総務省 2477 (7)
- 税源移譲先行の麻生プランを提案〓経済財政諮問会議 2480 (2)
- 森林法の一部改正の概要について〓林野庁森林整備部計画課 2480 (5)
- 「木の時代」の復活を提起〓平成15年度森林・林業白書〔概要〕 2481 (5)
- 教育委員会の設置選択制など提言〓地方分権改革推進会議が最終意見〔解説〕 2483 (2)
- 政府が「骨太方針2004」を閣議決定 2484 (5)
- 地域からの日本再生シナリオ(試論)〓国土交通省総合計画課 2484 (8)
- 21世紀の国土づくりで報告書〓国土審議会調査改革部会 2485 (3)
- 新基本計画で農政改革を推進〓平成15年度農業白書〔解説〕 2486 (2)
- 中山間地域等直接支払制度の拡充・継続に向けて 2488 (2)

随想

- 条幅・扁額に学ぶ 愛知県町村会長・小坂井町長 藤田 享 2475 (9)
- はつらつタウン・築館 宮城県築館町長 千葉徳穂 2476 (10)
- 自然と共生する村づくり 岡山県富村長 為本諒治 2477 (11)
- 手前味噌 栃木県町村会長・藤原町長 八木澤昭雄 2478 (11)
- 中央アルプス山ろくの村づくり 長野県宮田村長 矢田義太郎 2479 (11)
- 「人・自然・歴史 やすらぎの里 ちはやあかさか」をめざして 大阪府千早赤阪村長 大向 保 2480 (10)
- 春に思う 香川県綾南町長 藤井 賢 2480 (11)
- 朝湯の勧め 大分県町村会長・九重町長 坂本和昭 2481 (10)
- 西ドイツに学ぶ農村整備について 佐賀県神埼町長 田原英征 2483 (9)
- 今、瀬戸内海の島で 広島県豊町長 長本 憲 2484 (13)
- 村長就任、4年間を振り返って 沖縄県今帰仁村長 仲里吉徳 2485 (9)
- 町長在任の18年を振り返って 徳島県町村会長・阿波町長 安友 清 2486 (10)

健康を考える

群馬県新田町長 山崎 昭 2488 (10)

フォーラム

- 森の恵みを活かした「全村森林公園」のむらづくり 宮崎県諸塚村 2475 (6)
- 循環と共生のまちづくり 高知県檮原町 2479 (6)
- 共同の力による農業の持続可能な発展を目指して 青森県相馬村 2480 (7)
- 浴衣がけとクラシック音楽 異文化による新しいまちづくり 群馬県草津町 2483 (4)
- ボランティアと共に守る棚田環境 山口県油谷町 2485 (6)
- 住む人の心が響く山間楽土 兵庫県加美町 2486 (5)
- 太陽と海と緑 観光文化のまち 沖縄県本部町 2488 (5)
- 新任都道府県会長の略歴(広島県) 2475 (10)
- 新任都道府県会長の略歴(香川県) 2477 (9)
- 新任都道府県会長の略歴(山形県) 2481 (11)
- 新任都道府県会長の略歴(千葉県) 2485 (5)
- 新任都道府県会長の略歴(山梨県) 2488 (9)
- カプセルNOW&NEW 2476、2479、2481、2483、2184、2486、2488
- 政策リーダー 2475、2481、2483、2486、2488

随 想

二兎追う者は一兎も得ず



奈良県町村会  
長 山 町 長  
守 屋 大 光

随 想

我が町は、東京から約50キロ、首都圏に位置するが鉄道の駅がない。不便ではあるが、反面多くの自然が残り、特に緑地は町全体の約7割を占め、緑と海に囲まれたところに落ち着いた町並みが形成されている。

この恵まれた環境は、不便さをもたらしてくれた貴重な財産として大切に、その姿を大きく変えることなく次世代に受け継いでいくことを町民は求めている。庁舎は木々に囲まれ、私の部屋を訪れる人は先ず外の景色を見てすばらしい眺めですね。ここで執務されておられると良い知恵が浮かんでくるでしょうと言っていただけ程たしかに周辺の環境に恵まれている。

しかし、あの住宅の屋根の形、壁の色は何とかならないかね。もっと樹木の手入れをさせたらといったような注文をつけて帰る人もおり、人それぞれである。就

任当時はその言葉にいろいろ抵抗を感じたこともあったが、10年余りたつと素直に受入れることができるようになり、なぜか不思議に思う時がある。

葉山は、明治の中頃にこの地を訪れたドイツ人医師ベルツ博士の進言により御用邸が造営され、一躍別荘の町として脚光を浴びるようになった。

しかし、終戦とともに多くの別荘が企業の保養所や研修施設に変わり、その後日本は、高度経済成長期を迎え特に首都圏には住宅建

設へ向けての開発の波が押し寄せてきた。

我が町にも住宅地が造成されたが、幸いにも環境に大きな打撃を及ぼすほどではなかった。そして、更にバブル経済の崩壊を契機に各企業が所有していた保養所や研修施設が売却され、その跡地には大手のデベロッパーによるマンションや小規模住宅の建設が急速に進み、住民は旧別荘跡地の乱開発に危惧を抱き、その開発を阻止する運動が始まり、行政に対しても厳しい対応を求める声が高まって来た。

そこで、行政では、その都度同じような事を繰り返すことのないよう先ず都市計画法に基づく高度地区を活用し、高さの規制を平成13年に決定したため町内の建築物は15・12メートルの厳しい規制区域が定められることになったが、行政の方針は住民に理解され、私権に制限が加えられるにも拘わらず全く反対はなかった。

次に同様の手法で小規模開発による土地の分割に関する取り組みも、造成された地域は順調に進んだが、新たな試みとして始めた旧市街地はなかなか思うように進捗しない。その要因は、造成地だと

隣接地との境界が明確であるが、旧市街地における境界の決定は問題が多い。しかし、何とか一ヶ所でも二ヶ所でもこの計画が進めば町並みの保全に大きな一石を投ずることができるので、辛抱強く取り組んでいるところである。

時々若い人等と懇談するが必ず交通問題や町の活性化対策が大きなテーマとなり、新しい交通システムの導入や道路の拡幅など積極的な対策を求める声が多い。しかし、便利にすることによって失うものの大きさという話もある。

最近多くの自治体で人口が減少傾向にあるにもかかわらず、我が町は僅かではあるが年々増加している。つまり首都圏においては、便利さよりも環境の良い所で生活したいという人のほうが多くなってきたという証拠ではないかと思う。

二兎追う者は一兎も得ずと言われているとおり、環境という目指すべき大きな目標をしっかりと定めて追い続けることの重要性を痛切に感じる。



## 政策リーダー

## 政策リーダー

### 平成16年版水資源白書発表

#### 国土交通省

国土交通省は8月1日「平成16年版日本の水資源」(水資源白書)を発表した。

同白書は、我が国の水資源の利用状況、水資源開発と水供給の現状などについて総合的にとりまとめた。水資源として使用できる降水量に対する現在の水使用量の割合を示す水資源使用率を分析すると、日本の平均は20・3%で余裕があるが、地域別では、関東は42・2%、近畿は28・1%、東北が22・4%、中国が21・2%と平均を越えている。

次に、日本の水資源の状況では、平成15年の年平均降水量は、1、651<sup>ミ</sup>で、年平均降水量(1、718<sup>ミ</sup>)に比べ67<sup>ミ</sup>少なくなっている。また、平成13年の水使用量(取水량ベース)は約859億立方<sup>メ</sup>(うち、生活用水約163億立方<sup>メ</sup>、工業用水約129億立方<sup>メ</sup>、農業用水約568億立方<sup>メ</sup>)、生活用水の使用量は約143億立方<sup>メ</sup>(前年比0・7%減)で一人一日平均使用量は319<sup>リ</sup>(同0・9%減)、工業用水の淡水使用量は約540億立方<sup>メ</sup>(同2・7%減)となっている。

また、水資源開発の現状として、ダム等の水資源開発施設による開発水量のうち、都市用水の開発水量は平成16年3月末において約167億立方<sup>メ</sup>であり、これは都市用水使用量の約57%を占めている。

### 平成16年度普通交付税大綱等を閣議に報告

麻生総務大臣は7月27日、各地方団体に対する交付額を定めた平成16年度普通交付税大綱等を閣議に報告した。

平成16年度普通交付税総額は、15兆8、729億円で、対前年度比6・5%の減となっている。このうち、道府県分は9兆1、166億円(同比7・1%減)、市町村分は6兆7、563億円(同比5・7%減)となっている。市町村分の基準財政需要額の増要素として、公立保育所運営費に係る国庫補助負担金の一般財源化に伴う社会福祉費の増、減要素として、投資的経費の減が、基準財政収入額の増要素として、所得譲与税の新設、減要素として、市町村民税所得割の減などが挙げられている。

また、不交付団体の数は、前年度に比べ19団体増加して134団体(東京都及び133市町村)となっている。町村では、新たに8町村が不交付団体となり、全体で62町村が不交付団体となっている。なお、不交付団体の(市町村分)の人口の占める割合は17・7%で、前年度に比べ2・4%増加している。

このほか、平成16年度臨時財政対策債発行可能額は、41、906億円(同比28・7%減)で、地方交付税の総額と合わせ12・0%減の21兆766億円となり、この大幅な削減が、平成16年度の予算編成において、地方団体に大きな打撃を及ぼした。

### 米集荷円滑化対策の加入状況まとまる 農水省

米政策改革で、豊作により米の生産量が目標数量を超えた場合に過剰分を加工用途に回し、産地段階で市場と隔離して主食用と区分することで米価の暴落を防ぐことを目的とする「集荷円滑化対策」が創設されたが、同対策に加入する農家は、農協などの出荷団体を通じて、10<sup>ア</sup>当たり1500円の拠出が義務づけられ、メリットとして別途措置される米価下落時の価格補てん対策などが受けられる。

本年産米の生産調整に参加する出荷団体は、消費者に直接販売する大規模農家・法人を含め1885団体で、この内その96%の1805団体が「集荷円滑化対策」の実施主体となる米穀安定供給確保支援機構と加入契約を結んでいる。しかし、大規模農家・法人の中には直接契約ではなく農協を通じて加入するケースもあり、実質的な加入率は「98%以上」になるとしている。農水省はこの高率な加入状況について「改革初年度から産地への周知徹底が進んだ結果」とし、今後について「出来秋前に豊作観測が出るだけで相場は敏感に反応する、産地が過剰米対策を着実に実行し、主体的な需給調整をして欲しい」としている。

なお、米穀安定供給確保支援機構は「集荷円滑化対策のための作柄情報交換会」を設置し、本年産米の作柄等の情報を加入者に提供することとしている。